

令和 8 年 7 月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 1 0 日 金曜日 午後 3 時 0 1 分から午後 3 時 3 5 分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター 研修室
- 3 出席委員 (29 人)

会 長	1 5 番	江原 宏昭			
農業委員	1 番	尾古 礼隆	9 番	小谷 恵	
	2 番	佐伯 守	1 0 番	岡田 浩司	
	3 番	前田 繁昌	1 1 番	森田 博文	
	4 番	石原 文義	1 2 番	濱田 厳	
	5 番	安藤 幹雄	1 3 番	米澤 誠一	
	7 番	山下 一郎	1 4 番	遠藤 幸子	
	8 番	中川 勝彦			

推進委員	1 番	小原 啓一	9 番	二宮 聖貴	
	2 番	高見 昭久	1 0 番	吉野 徹	
	3 番	永岡 幸光	1 1 番	青木 尚	
	4 番	福永 博昭	1 2 番	上田 陽介	
	5 番	山崎 拓司	1 3 番	椎木 知奈美	
	6 番	河村 富士夫	1 4 番	野口 浩義	
	7 番	高虫 秀樹	1 5 番	山根 章司	
	8 番	戸野 悦宏			

- 4 欠席委員 (1 名) (農委 6 番 矢田 考志)
- 5 遅刻委員 (1 名) (農委 5 番 安藤 幹雄)
- 6 議事録署名委員の決定 (9 番 小谷 恵、1 0 番 岡田 浩司)
- 7 議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用
集積等促進計画案について

議案第 4 号 共有者不明農用地等に係る公示について

8 報告事項

- (1) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の届出について
- (2) 賃貸借の解約について
- (3) その他

9 その他

- (1) 「農業委員会初総会」「農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議」について

10 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	西 川 援
主 任	門 脇 慧
主 任	林 原 彰 吾
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしく願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。

今日の欠席ですけど、6番委員さんが遅れるということですので、今回の定例会が成立することを報告いたします。

次に、議事録の署名委員さんの決定ですけど、9番委員さん、10番委員さんをお願いします。

議長 それでは、会務報告に入りたいと思いますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 【会務報告】
(6月10日) ・定例農業委員会について。
(6月17日) ・青年等就農計画変更認定及び就農条件整備に係る事業計画認定審査会について。
(6月22日) ・鳥取県農業会議通常総会について。
(6月25日) ・人・農地担当チーム会議について。
・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
(6月26日) ・タブレットを使った最適化研修について。
(7月 6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
(7月 7日) ・鳥取県農業委員会女性協議会監査会及び役員会について。
(7月 9日) ・営農型太陽光制度見直しに係る説明会について。

議長 ありがとうございます。何か質問等がございましたら挙手をお願いします。それではないようですので、議案の審議に入りたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

議案1ページをご覧ください。譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

(農委5番委員、15時07分着席)

まず番号25、〇〇、田4筆、〇〇、田1筆、畑1筆、合計6筆、5,672㎡。親子間での贈与になります。本申請は生前贈与を希望され、そのために申請となったものです。取得農地では、田、畑ともに野菜を栽培される予定です。

続いて番号26、〇〇、田2筆、合計5,263㎡。先ほどの番号25の譲受

人の妻への贈与になります。本申請も生前贈与を希望され、そのために申請となったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号27、〇〇、田1筆、1, 236㎡。贈与となります。本申請は手放したい譲渡人が、譲受人と協議をされ、今回取得されることになったものです。取得農地では野菜を作付けされる予定です。

2ページ目をご覧ください。番号28、〇〇、畑2筆、〇〇、田1筆、〇〇、田2筆、合計5筆、7,651㎡。親子間での贈与になります。本申請は生前贈与を希望され、そのために申請となったもので、取得農地では、田では水稻、畑では野菜・芝の作付けをされる予定です。

続きまして番号29、〇〇、田1筆、2,471㎡。こちらも親子間での贈与になります。本申請も生前贈与を希望され、そのために申請となったもので、取得農地では水稻を作付けされる予定です。

最後に番号30、〇〇〇、田2筆、畑1筆、合計3筆、1,639㎡。こちらは売買で、売買価格は全体で※円になります。本申請は手放すことを希望されていた譲渡人が、譲渡人の住宅を購入した譲受人と協議をされ、今回取得されることになったものです。取得農地では田、畑ともに野菜を作付けされる予定です。なお、議案の報告事項にもありますが、農地内に2a未満の農機具庫及び農作業資材置場があったため、今回合わせて届出を行っております。

いずれも農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、ここで現地確認の報告をお願いします。25番、26番、30番を農委11番委員さん、27、28、29番を農委13番委員さんをお願いします。

はじめに農委11番委員さん。

農委11番委員

はい。11番です。今日の午前中、農委13番委員、推委4番委員と事務局と私と現地確認に行っていました。

まず申請番号25番ですけれども、〇〇〇〇△△△番地のほうは耕耘されて、きれいな状態となっております。その下、〇〇〇〇△△△-△から△までですね、こちらのほうは合筆になっておりまして、ネギのほうを作付けされておられました。その下の〇〇〇〇△△ですけれども、こちら〇〇の集落内のほうにありまして、草刈りをされてきれいに管理をされておられました。〇〇〇〇△△△でございますけれども、こちらのほうは線路の下になりまして、畑地となっております。若干草は伸びておりましたけれども、小さい畑ですので「こんなもんかな」と思って見たところでございます。

続きまして申請番号26番ですけれども、〇〇〇〇〇、田で、△△△-△と△△△-△ですけれども、こちらのほうは水稻のほうで作付けされておりました。

次の申請番号30番です。〇〇〇〇〇〇、△△-△と△△-△、こちらのほう

うは田んぼが続いております。こちらのほう若干草は生えておりましたけれども、野菜を作るのには問題ない程度でございました。次に、○○○○○○△△△、これ畑地ですけれども、ちょうど行ったときにですね、草刈りの最中でございまして、こちらのほうも草刈りが終われば、野菜を作るのにも問題がないように見たところです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。次、農委13番委員さん。

農委13番委員 午前中にですね、4名で回ってまいりました。

番号27番についてですが、これは非常に畑はきれいに鋤いてあって、いつでも作物が作れるような形での段取りになっておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それから番号28番についてですが、一番上の畑はですね、これは野菜が作ってありまして、非常に管理が良くて、野菜欲しい人はすぐ食べられる形になって「いいな」というふうに見てまいりました。次の畑ですが、これは芝が植えてありまして、非常によく管理されておりました。それから続けて田んぼの3つですが、これも稲が植えてありまして、畦草も刈ってあって管理が十分になされておりました。

それから29番についてですが、これもですね、田んぼですが、これも田植えされて、畦もきちんと刈られておって、管理が十分になされとったということで、確認してまいりました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 はい。ありがとうございます。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第2号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは3ページのほうをご覧ください。

議案第2号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

申請内容については、3ページ右側に記載のとおりで、目的は大山町によります宅地用地造成になります。農振からの除外面積については、全部合わせて4,853.14㎡になります。

申出地の位置図についてですけれども、4ページをご覧ください。◎◎◎の駅から100mほど山側に上がった場所になります。5ページには面積図のほうを載せております。

こちらの申請地ですけれども、令和8年5月の定例会におきまして、大山町長から「地域計画の変更に対する意見照会」ということでご審議をいただきました案件となります。地域計画の変更については、令和8年6月5日付けで完了したということで、次の手続きとして、農振除外の申し出があり、このたび、農業委員会へ照会があったものになります。農振除外が完了した後は、○○○駅から300m以内にある農地ということで、農地区分は第3種農地となります。

事業計画書を元に、申請内容のほうを説明させていただきます。

事業内容は、大山町○○地内、○○○集落の隣接のところになりますけれども、25区画程度の宅地造成を実施し分譲販売を行うものです。申請理由ですが、ご存じのとおり、大山町でも人口減少が進んでおり、令和6年に策定されました将来人口推計では、2040年代前半には1万人を下回り、2050年には9千人を下回る推計が出ております。大きな人口減少を食い止めるため、大山町出身の若者世帯の移住定住や、I J Uターン者の増加、町外への流出の減少につなげ、大山町の人口減少のスピードを緩めることを目的として、子育て世代をターゲットとした宅地整備を行うものになります。

○○地区のほうで今回整備する理由としては、若者世代が住む宅地が不足し、また民間による開発が進みづらいエリアであることから、町で行うことになったものになります。

土地利用計画図については、6ページをご覧ください。

1区画につき約200㎡の宅地を25区画と間に走る道路で、右のほうになりますけれども、ゴミ集積所のほうを造成する計画になります。農振に入っていない農地や農地ではない用悪水路なども含めまして、事業面積については7,253.01㎡になります。

排水計画については、7ページのほうをご覧ください。

造成地の間に設置する道路の雨水については、太い矢印で表示しておりますとおり、上側、図面と言いますと右側になりますけれども、こちらのものについては、造成区域中央に新設します道路側溝を通じて、既存の集落の排水路のほうに接続をします。また、下側、図面と言いますと真ん中から左側になりますけれども、こちらは下手側に新設する道路側溝を通じて、既存の集落の排水路に接続を行います。それぞれの宅地部分、25区画ある宅地部分については、造成地については自然流下、地下浸透という形の計画になります。

また、住宅の増加による排水対策として、既存の排水路についても令和9年度に町道の改良工事に合わせて改修が行われます。排水路への接続等については、○○○集落の同意及び●●●土地改良区とも複数回の協議が行われまして、「農道、水路の利用を害さないための施工工事をする事、隣接耕作者の迷惑にならない工事をする事」などの条件付きで同意書のほうを取得されています。

改良区の付帯条件とも関連する内容にはなりますけれども、このたびの計画

では農地の一部を分割して宅地造成する計画になります。残地となる田んぼについてですが、雨水対策としては、宅地側のほうに擁壁を設置し、緩衝地として1mの幅を設け、雨水の流入を防ぐ対策がなされます。用水路については、今回申出地の宅地の外周に移設を行い、その機能を担保される計画となっております。

この審議後に農林水産課の方に意見回答のほうを行いますが、農地転用許可申請については、令和8年9月以降の農業委員会定例会で審議となる見込みです。

なお、今回転用面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会定例会で審議を行っていただいたあと、県の常設審議委員会のほうに諮った上で、県の審査手続きに移る流れとなります。

説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、現地確認をされてますので、推委4番委員さん。

推委4番委員 はい。4番です。

午前中回ってきましたが、さっき説明がありましたように、これから工事が始まるということですので、気になるところは排水路につきまして新たに整備されるようですし、用水路につきましても、現在はあまり使われてないような場所もあったようですけども、それも手を入れていくということですので、周辺の農地への影響はないものと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり照会がありましたので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、議事参与になっております農地番号の10番、11番、60番、61番を除いた番号について審議をいたします。

質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

続きまして、議事参与の審議を行います。

農委10番委員さん、退室をお願いします。

(農委10番委員、退室)

それでは、これから10番、11番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

続きまして、推委12番委員さん。

(推委12番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは60番、61番を審議いたします。

質問のある方は、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(推委12番委員、入室)

議長

それでは議案第4号、共有者不明農用地等に係る公示について、事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。議案第4号、共有者不明農用地等に係る公示について。案のとおり公示してよろしいかの審議を求めます。

議案第4号では、相続人が何人かいて1人以上と貸借の同意はありますが、相続割合の2分の1を超えず、通常の手続きでは、貸借が成立しないものを、農地バンク、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定にて、それを補う手続きとなります。

議案の12ページをご覧ください。

こちら、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の3の規定により、2ヶ月の公示を行い、相続人等から異議がなかった場合は、同意があったものとみなされる手続きとなります。

公示期間につきましては、令和8年7月13日から令和8年9月12日まで

の2ヶ月間です。

公示案につきましては、13ページをご覧ください。

貸借の内容については、12ページの3、農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。相続人のうち1人と貸借の同意はできておりますが、名義人は曾祖母の代であり、同意がもらえている相続割合は16分の1となっております。

公示をして相続人等から異議がなかった場合は、農用地利用集積等促進計画案について、改めて、令和8年10月の定例農業委員会においてご審議いただき、承認となれば、町での促進計画の認可・公告を行い、令和8年11月1日からの貸借となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり公示することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、公示することに決定をいたします。

議長

それでは報告事項がありますが、14ページから16ページが、農地法施行規則第29条第1号の届出です。後でご覧になって、確認をお願いします。

続きまして17ページにつきましては、賃貸借の解約についてですので、よろしくお願いいたします。

議長

【その他】

- ・農業委員会初総会について。
- ・農地利用最適化推進委員の辞令交付式について。
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の合同会議について。

事務局

【その他】

- ・大山町農業委員名簿について。
- ・大山町農地利用最適化推進委員名簿について。
- ・最適化研修について。
- ・貸与品の返却について。

議長

何か質問等がございましたら。

それではないようですので、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 小谷 恵

議事録署名委員 岡田 浩司

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。